

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 1 3 号

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部
を改正する条例

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年小牧市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「駐車施設の台数」の次に「（以下この項において「附置義務台数」という。）」を加え、「1台分」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数分」に、「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 附置義務台数が200台以下の場合 当該台数に0.02を乗じて得た台数（その台数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた台数）
- (2) 附置義務台数が200台を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た台数（その台数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた台数）に2を加えた台数

第11条中「管理者」の次に「（以下「駐車施設所有者等」という。）」を加える。

第12条に次の1項を加える。

- 2 駐車施設所有者等は、当該駐車施設を廃止したときは、廃止した日の翌日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第14条第3項を削る。

別表（ア）の項及び（イ）の項を次のように改める。

(ア)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計	
(イ)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分

別表備考第1号中「特定用途に供する部分及び非特定用途に供する」を

削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定は、同年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 8 条第 2 項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更に係る工事（以下「新築等工事」という。）に着手する者について適用し、同日前に新築等工事に着手した者については、なお従前の例による。